

改正

昭和39年4月21日選挙管理委員会規程第1号
昭和47年4月8日選挙管理委員会規程第1号
昭和51年4月1日選挙管理委員会規程第2号
昭和54年12月20日選挙管理委員会訓令第2号
昭和57年3月31日選挙管理委員会訓令第1号
平成元年9月18日選挙管理委員会訓令第2号
平成4年3月27日選挙管理委員会訓令第2号
平成5年3月29日選挙管理委員会訓令第1号
平成10年7月27日選挙管理委員会訓令第8号
平成12年3月24日選挙管理委員会訓令第2号
平成17年3月2日選挙管理委員会訓令第3号
平成19年3月30日選挙管理委員会訓令第9号
平成20年4月1日選挙管理委員会訓令第2号
平成20年8月12日選挙管理委員会訓令第9号
平成21年4月1日選挙管理委員会訓令第4号
平成22年6月2日選挙管理委員会訓令第6号
平成27年12月3日選挙管理委員会訓令第4号
平成28年4月7日選挙管理委員会訓令第3号
平成30年3月27日選挙管理委員会訓令第4号
令和元年6月4日選挙管理委員会訓令第6号

新潟市選挙管理委員会事務局規程

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、法令、条例及び他の規程に別に定めのあるもののほか、新潟市選挙管理委員会規程（昭和54年新潟市選挙管理委員会訓令第1号）第19条の規定に基づいて、新潟市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及びその分掌事務並びに職制・権限等に関して必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 選挙管理委員の事務を補佐する事務局長，書記その他の職員（任用期限付職員を除く。）

の職名は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 役付職員 第4条に規定する職
- (2) 役付職員以外の職員 主事，技師及び嘱託
(分掌事務)

第3条 事務局の分掌事務は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 例規の制定及び改廃に関すること。
- (3) 文書の收受，発送及び公告式に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 職員の人事，服務及び給与に関すること。
- (6) 予算，会計その他庶務に関すること。
- (7) 選挙の啓発に関すること。
- (8) 区選挙管理委員会の啓発事業の指導に関すること。
- (9) 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 区選挙管理委員会の選挙事務の計画，指導及び調整に関すること。
- (11) 選挙事務研修の計画及び実施に関すること。
- (12) 投・開票区の設定及び改廃の指導に関すること。
- (13) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿調製の指導に関すること。
- (14) 選挙の管理執行に関すること。
- (15) 最高裁判所裁判官国民審査の指導に関すること。
- (16) 裁判員候補者予定者名簿の調製の指導に関すること。
- (17) 検察審査員候補者予定者名簿の調製の指導に関すること。
- (18) 国民投票の指導に関すること。
- (19) 投票人名簿の調製の指導に関すること。
- (20) 直接請求に関すること。
- (21) 選挙争訟に関すること。
- (22) 選挙の統計に関すること。
- (23) 政治活動に関すること。
- (24) 選挙制度の調査研究に関すること。

(職制)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局次長補佐を置く。

2 書記長は、事務局長をもつて充てる。

3 委員会が必要と認める場合は、事務局に副参事、主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、委員長の命を受けて事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、職員を指揮監督する。

3 事務局次長補佐は、上司を補佐し、その命を受けて所掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 副参事及び主幹は、上司の命を受けて特命事項をつかさどる。

5 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(事務の決裁)

第6条 すべて事務局の事務は、事務局次長補佐、事務局次長及び事務局長を経、委員長の決裁を受けて執行する。

(専決)

第7条 前条の規定にかかわらず事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項についてはこの限りでない。

(1) 職員の出張及び時間外勤務に関すること。

(2) 職員の休暇、欠勤及び服務に関すること。

(3) 職員手当（管理職手当を除く。）の認定又は裁定に関すること。

(4) 職員の事務分担に関すること。

(5) 臨時職員の雇用に関すること。

(6) 通知書、請求書、申請書、届出書、照会書、回答書及び異議の申出書等の受理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか委員会が指定した事項及び軽易な事項に関すること。

2 事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときで、急施を要する場合又は事案の処理についてあらかじめ事務局長の指示を受けたものに限り事務局次長がその事務を代決することができる。

3 事務局長が専決する事項について、事務局長及び事務局次長が不在のときで、急施を要する場合又は事案の処理についてあらかじめ事務局長及び事務局次長の指示を受けたものに限り事務局

次長補佐がその事務を代決することができる。

(職務の代理)

第8条 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

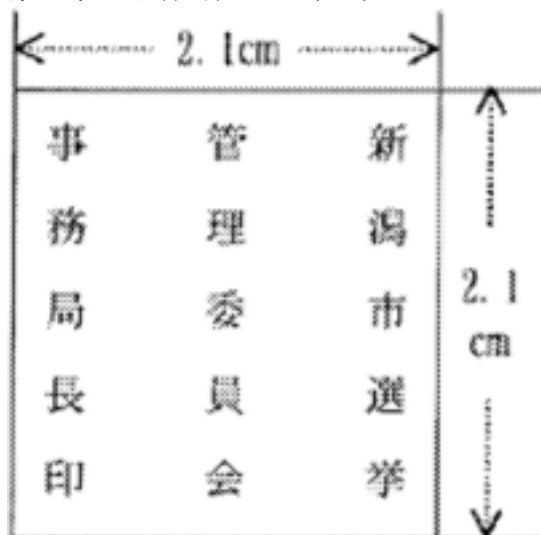
2 事務局次長に事故があるとき、又は事務局次長が欠けたときは、事務局次長補佐がその職務を代理する。

(処務細則)

第9条 事務局長は、委員長の承認を受け、事務の処理について必要な細則を設けることができる。

(公印)

第10条 事務局長の公印は次のとおりとする。



(準用規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の服務、人事評価その他の身分取扱い及び事務処理については、市長の事務部局の例による。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年選管規程第1号)

この規程は、昭和47年4月10日から施行する。

附 則 (昭和51年選管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年選管訓令第2号）

この規程は、昭和54年12月20日から施行する。

附 則（昭和57年選管訓令第1号）

この規程は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則（平成元年選管訓令第2号）

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成4年選管訓令第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年選管訓令第1号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年選管訓令第8号）

この規程は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成12年選管訓令第2号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年選管訓令第3号）

この規程は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成19年選管訓令第9号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年選管訓令第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年選管訓令第9号）

この規程は、平成20年8月12日から施行する。

附 則（平成21年選管訓令第4号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年選管訓令第6号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年選管訓令第4号）

この規程は、平成27年12月3日から施行する。

附 則（平成28年4月7日選管訓令第3号）

この規程は、平成28年4月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月27日選管訓令第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日選管訓令第6号）

この規程は、令和元年6月4日から施行する。